

岩手県公安委員会告示第10号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定に基づき、次のとおり指定講習機関を指定した。

令和5年8月15日

岩手県公安委員会

委員長 谷村 邦久

- 1 名称、住所及び代表者の氏名
 - (1) 名称 株式会社エステーモータースクール
 - (2) 住所 滝沢市巣子169番地3
 - (3) 代表者の氏名 山本 武司
- 2 特定講習の業務を行う事務所の名称及び所在地
 - (1) 名称 STモータースクール
 - (2) 所在地 滝沢市巣子169番地3
- 3 特定講習の種別 取消処分者講習
- 4 指定を行った年月日 令和5年2月16日